

軌道法施行規則

1. 案内情報

手続名	: 定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更の届出
手続根拠	: 軌道法施行規則第24条第4項
手続対象者	: 定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更をしようとする軌道事業者
提出時期	: 定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更をしようとするとき
提出方法	: 定期に運転する車両の発着時刻の設定又は変更の実施の月日を地方運輸局長及び都道府県知事あてに届出して下さい。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 発着時刻表
申請書様式	: 軌道法施行規則 第8号様式の2
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局鉄道部運転保安課及び都道府県にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:

都道府県

北海道運輸局鉄道部運転保安課	0 1 1 - 2 9 0 - 2 7 3 2
東北運輸局鉄道部運転保安課	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 2 6
新潟運輸局鉄道部運転保安課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 7
関東運輸局鉄道部運転保安課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 4 0
中部運輸局鉄道部運転保安課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 3 1
近畿運輸局鉄道部運転保安課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 4 0
中国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 9 7
四国運輸局鉄道部運転保安課	0 8 7 - 8 3 5 - 6 3 6 0
九州運輸局鉄道部運転保安課	0 9 2 - 4 7 2 - 4 0 6 2

受付時間: 提出先にお問い合わせください。

相談窓口: 地方運輸局鉄道部運転保安課及び都道府県

3. 手続情報

審査基準: なし

標準処理期間: なし

不服申立方法: 該当なし